

## 令和6年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

令和6年3月28日瑞穂町教育委員会第3回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 • 2番 村上 豊子 君 • 3番 中野 裕司 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

4番 関谷 忠 君

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君  
・教育指導課 統括指導主事 田中 晓 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第10号 令和6年度瑞穂町立学校教育課程編成について

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 4  | 議案第 11 号 | 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について                                     |
| 日程第 5  | 議案第 12 号 | 瑞穂町青少年委員の委嘱について  |
| 日程第 6  | 議案第 13 号 | 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について                                       |
| 日程第 7  | 議案第 14 号 | 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について                                     |
| 日程第 8  | 報告事項 1   | 臨時代理の報告について（令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について） |
| 日程第 9  | 報告事項 2   | 瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱の一部改正について                          |
| 日程第 10 | 報告事項 3   | 瑞穂町指定天然記念物の指定解除について                                      |
| 日程第 11 | 報告事項 4   | 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について                                   |

開会 午前 9 時 00 分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、3名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 28 条の規定により教育長において、2 番、村上委員を指名いたします。

日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何かご質問はございますでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ないようですので、以上業務報告は終了いたします。

- 日程第3、議案第10号、令和6年度瑞穂町立学校教育課程編成についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。
- 教育部長 議案第10号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるので、本案を提出するものです。
- 教育指導課長 詳細につきましては、教育指導課長が説明します。
- 令和6年度瑞穂町立学校教育課程編成について、詳細を説明いたします。令和6年度教育課程編成にあたり、教育指導課では、令和5年12月、教育課程届出説明会を実施しました。説明会では、令和6年度課程編成に向けての基本的な考え方を示しまして、学校の実態に応じて、学校の特色を生かすとともに、誰もがわかりやすい教育課程を編成するよう指導をいたしました。具体的には、教職員、保護者、地域関係者の方が共有できるよう、目指す児童・生徒の姿、目指す学校の姿を明示すること、読み手がわかりやすく、教育目標、基本方針、指導の重点の構成を意識すること、簡潔に表記して、分量枚数を減らすことなどを2か年計画で指導してきました。各小中学校の教育課程からは、学力調査の分析結果、学校評価等を踏まえまして、授業改善を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことや、多様な児童・生徒への細やかな対応を進めることができます。こうした学校の取組と町の主要施策を関連づけながら、学習指導要領で示されている三つの資質能力の向上を図っていきます。
- 説明は以上でございます。
- 鳥海教育長 以上で説明が終わりました。私の方から若干、補足的な説明をさせていただきます。先程、教育指導課長が申し上げましたとおり、少しシンプルにしていくこととおもいます。その他に、働き方改革に絡んでくるのですけれども、できる限り授業時数をあまり多く取らずに、必要な時数で構成するようにということがございます。それに沿って、ここ2か年ぐらいのところで、授業時数を精査しまして、結果的には少し減ってきてます。ただし、それで教育課程的に授業時数が足りないとか、そういうことはございません。
- 委員の皆さま、何かご質疑はございますでしょうか。
- 日野委員 先日、第三者評価の資料が送られてきてまして、中を見させていただきました。その後、すぐに教育課程を

見させてもらいましたが、あえて言えば、学校としては1月ぐらいから新年度計画の作成を始めているという中で、もう少し、第三者評価が出てから新年度計画作成までの間があると、よりそれを生かしながら、新年度の教育課程が組めるのかなと思いました。第三者評価には、一つ一つに教育長のコメントがついていて、それが新年度計画にどんどん生かされていくと良いなと思いました。ですから、6月、7月に行う教育委員会訪問でも、それがどのように生かされているのか見てみたいなというのが、漠然としていますけど、私の感想です。

統括指導主事 ご意見いただきありがとうございます。第三者評価をもとに、さらにこの後、学校については次年度の経営計画でしっかりと反映をしていただく予定で進めているところでございます。また、時間について、今後、できる限り取れるようにできれば良いかなと考えております。

村上委員 基本方針のところに丸がついてる学校と、ついていない学校があります。以前、特に重点を置きたいというところに丸をつけていただいて、それを中心にしっかりと進むのだというようなお話をしたが、丸がついていないところは、全部同じような力の入れ方なのか、それとも、これを出す時点ではまだ決められていないかったのか。その辺について、わかる範囲で良いので教えていただければと思います。

教育指導課長 瑞穂第五小学校につきましては、アの目指す児童像、「自ら学ぶ子」のところに二重丸がありまして、自ら学ぶ子の育成について重点を置くと設定していますので、各学校の表記にならうとしたら、基本方針では、ア、「自ら学ぶ子の育成」に丸をつけるところですね。重点の示し方については、令和6年度、特段こちらで指定していなかったものですから、誰にもわかりやすい表記ということでは、括弧を統一して、重点を示すように、令和7年度に向けては、各校長にお願いしたいと思います。

鳥海教育長 補足しますと、第一小学校の教育目標（3）「学校、学級の教育目標を達成するための方針」で、アに丸がついている。要は、この表記を採用するのであれば、第五小学校についても、来年度については同じよう表記にする。全校が同じような表記にする、それにより効率的に見ることができ、わかりやすいということで、その辺は表記だけの問題ですので、学校への指導をお願いします。

他にございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

鳥海教育長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案通り決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第11号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第11号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。

氏名、小町留衣、田中献一、小池直、田村裕、高橋阿由美、佐藤智美。生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。

なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。6名は、令和5年度に引き続き選任するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第12号、瑞穂町青少年委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第12号については、瑞穂町青少年委員が令和6年3月31日任期満了となるため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、石倉望、大久保寿江、大塚幸子、荻田幸子、笹井鎮彦、佐藤照美、白石渚、鈴木みゆき、中野理貴子、中山幸子、古川智之、村野重徳、渡邊由香里。住所及び生年月日は記載のとおりです。

また、石倉氏、荻田氏、古川氏、渡邊氏は新任、それ以外の方は再任となっています。任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上で提案理由の説明といたします。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質疑ございますでしょうか。

村上委員

新任の方が4名ということで、PTAの役員の方は経歴がわかりやすいのですが、会社役員の方、古川さんに関してもう少し具体的に、青少年委員として任命したいという理由について教えてください。

社会教育課長

古川智之氏は、備考欄に会社役員とございますが、地元の石畠地区で営業されている方で、地域の方とも顔見知りというところもありますし、特に子どもとの関わりという点は今までなかったのですが、地域に顔が売れている方ということで、委員としてお願いしたというところでございます。

鳥海教育長

古川さんは、住所は殿ヶ谷ですが、地区は石畠なのですか。

中野委員

住所は殿ヶ谷ですが、石畠地区で付き合いをされているのかなと思います。

社会教育課長

古川さんは、勤務先自体が、石畠の古川商事というところでございまして、今、中野委員が仰ったとおり、勤務先の地域で活動されている方でございます。

鳥海教育長 そうしますと、この方については、住所は殿ヶ谷地区でありますけれども、今後、青少年委員として活動したときに、青少年委員は地区の協議会や、青少年問題協議会の地区委員会等の活動に深く関わったりされるわけですけれども、その場合は石畠地区ということでおろしいのでしょうか。

社会教育課長 古川委員は石畠地区選出ではありますが、現在、青少年委員を地区割り当てで選出するというのがかなり厳しくなっておりまして、今回、石畠で営業をされている古川さんを見つけたというところでございまして、石畠、殿ヶ谷で広くご活躍いただければという考えはございます。ただし、今、教育長が仰られたとおり、石畠地区を中心にという活動になります。

鳥海教育長 もう少し補足させていただきますと、町が社会教育課を中心に行う事業については、地区割りとかそういうことは関係ないわけですけれども、青少年委員さんのも一つの場は、地区の青少年育成について支援をしているという側面もございます。その時に、その地区に青少年委員がいないというようなことは、選出にあたって避けなければいけないところなので、その辺を今、お伺いしたところです。

他にございますか。よろしいでしょうか。それでは質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第13号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第13号については、瑞穂町スポーツ推進委員が令和6年3月31日任期満了となるため、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づく瑞穂町スポーツ推進委員に関する規則第2条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、石倉礼一、伊藤大輔、川口由美子、小山恵子、小山希、小山宏、竹嶋一茂、田中亜津子、田中啓夫、中井明、西村元、原幸子、深堀豪、武川浩二、村田憲一。住所及び生年月日は記載のとおりです。

また、伊藤氏、武川氏は新任、それ以外の方は再任です。任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

鳥海教育長

村上委員

社会教育課長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑がございますでしょうか。

新任の方について、もう少し詳しく経歴を教えていただければと思います。

伊藤大輔氏でございますが、元狭山地区の会社にお勤めの方で、普段は地域のソフトボール活動、また、ソフトボール連盟でご活躍いただいている方で、地域にも顔が売れているということで、お願いした方でございます。

武川浩二さんですが、むさし野地区にお住まいでの勤めは町外なのですけれども、地域の少年サッカーコーチであるとか、今、お子さんは少年サッカーにはいないのですが、そちらの運営のお手伝いをされているということで、子どもの指導であったり、サッカーを特に熱心に活動されているということで、お願いした方でございます。

鳥海教育長

ほかにございますか。よろしいですか。それでは質疑を終結いたします。人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第14号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第14号については、瑞穂町文化財保護審議会委員が令和6年3月31日任期満了となるため、瑞穂町文化財保護条例第47条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、梅原祐子、大久保伴季、北爪寛之、久保田吉範、栗原耕司、佐藤誠、塩島清志、鳥海郷子、村上文男、村野隆夫。住所及び生年月日は記載のとおりです。10名中、再任6名、新任4名で、任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上で提案理由の説明といたします。

鳥海教育長  
村上委員  
町田館長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

新任の方の経歴について教えてください。

4名の新任の委員の方についてご説明いたします。まず、梅原祐子氏でございますけれども、元都立高校の教員をなされていた方ですが、日頃は読書関係のボランティアでの活動をなされていまして、郷土資料館でも活動をしていただいています。その中で、瑞穂ふるさと大学の歴史コースにも参加をいただいたというようなところの繋がりから、今回委嘱をさせていただくことといたしました。

続きまして、佐藤誠氏でございますけれども、瑞穂町郷土資料館を新たに建設する際、平成22年度にあり方検討会というのが組織されていました。その検討会に、公募委員として手を挙げて参加していただいた方でございます。学芸員の資格をお持ちでございまして、専門は歴史、特に近世の歴史となっております。ご本人も歴史に大変関心が強いということから、今回委嘱をさせていただくこととなりました。

次に、鳥海郷子氏でございますが、殿ヶ谷地区に長くお住まいでお住まいとして、ご家族が殿ヶ谷囃子連の会長をなされています。そういうことから長い間、瑞穂の祭りにも関心をお持ちであり、また、長い間、交通安全推進協議会の委員もなされていまして、地域のことを熟知していることから、今回委嘱をさせていただきます。

最後に、村野隆夫氏でございますけれども、元町職員でございまして、瑞穂町自然科学同好会の会員でございます。専門は、昆虫になるのですけれども、自然分野、郷土資料館では自然遺産として文化財の一部と扱っておりますので、そちらの担当を兼ねて今回委嘱をさせていただきます。

鳥海教育長

以上でございます。

他にございますか。よろしいですか。それでは質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

ご異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第8、報告事項1、臨時代の報告について（令和6年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。令和6年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨、同意したものです。

なお、本補正予算は令和6年3月22日議決されています。

ご説明します。歳入のNo.1の公立学校給食費負担軽減事業補助金は、学校給食費における保護者負担軽減を実施する自治体に対して、その経費の2分の1を東京都が補助するものです。歳出のNo.1の学校給食費無償化に伴う負担金に対する補助になります。こちらは、町立小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費を無償化するために、羽村・瑞穂地区学校給食組合へ支出するものです。

関連して、その下のNo.2、私立学校給食費等保護者負担軽減給付金は、町独自の施策で、公平性を期すために私立等に通う児童・生徒に対しても同等の支援をするものです。

次に、歳入のNo.2、エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金は、小学校5校が事業対象となったことによる追加です。

歳入のNo.3、校内別室指導支援員配置支援事業補助金は、一小が対象校となったことによる追加で、新たに人を雇用することになりますので、増加人数分の報酬として歳出のNo.4、会計年度任用職員報酬を増額します。

なお、会計年度任用職員の任用にあたっては、報酬以外に期末・勤勉手当や社会保険料等の事業主負担を計上する必要がありますが、町の方針として、会計年度任用職員の報酬は担当課の予算科目で計上し、期末・勤勉手当等については、総務課において町全体の金額を総務費に計上することとしています。こちらについては、町全体の会計年度任用職員分になりますので、任用の状況や支出の時期等総合的な観点から、現時点では補正の必要ないと判断しています。このため資料上、歳入額の方が多くなっています。

最後に、歳出のNo.3、学校医報酬は、学校医の報酬について、西多摩地区の首長と西多摩医師会の最終合意が2月3日であったため、当初予算に的確に反映できていなかったため、増額するものです。

以上で説明を終わります。

以上で説明が終わりました。私の方から補足の説明させていただきます。年度当初の予算案については、3月議会に提案して、審議していただくということになるわけですけれども、今回、東京都の給食費の補助等については、町の新年度予算を作成していた時より後に決定され、それから町が補助を活用して事業を行うということになりました。そのため、新年度当初からその予算を執行していくことになりますので、3月議会の最終日に補正予算として出させていただいたということでございます。同じくエデュケーション・アシスタント事業ですが、歳出では予算化しており、補助を見込んでいたのですけれども、確定されていなかったので、この度、第1号補正をかけたということで、いずれも時期的な問題によってこの補正措置が必要になったということでございます。

以上です。何か質問はございますか。ご質問がないようですので委員にはさようご了承願います。

日程第9、報告事項2、瑞穂町ひとり親家庭学校給食費補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。教育部長より説明を求めます。

報告事項2については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、別紙の

鳥海教育長

教育部長

- とおり瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱の一部を改正したので、報告するものです。
- 詳細につきましては、学校教育課長が説明します。
- 学校教育課長 説明いたします。配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律の改正により、接近禁止命令等の用語が定義されたことに伴い、その影響を受ける部分を改正しましたので報告するものです。今回の改正にあたりましては、町の他の要綱においても同様の改正が必要となることから、まとめて改正しています。1枚おめくりください。令和4年度瑞穂町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱等の一部を改正する告示として、第1条から第6条により6つの要綱を改正しています。今回のひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱は、第6条で改正しています。具体的な改正内容ですが、次のページの新旧対照表をご覧ください。第2条第7号において、「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加えます。法律の第10条第1項は接近禁止命令等の定義、第10条の2は、退去等命令の期間の特例を新設しています。
- 附則としまして、この告示は、令和6年4月1日から施行するものです。
- 以上で説明を終わります。
- 鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。質問もないようですので、さようご了承願います。
- 教育部長 日程第10、報告事項3、瑞穂町指定天然記念物の指定解除についてを議題とします。教育部長より説明を求める。
- 図書館長 報告事項3につきましては、瑞穂町指定天然記念物の指定解除について報告するものです。指定を解除した天然記念物の種別、名称、指定年月日、所在地は記載のとおりです。
- 詳細につきましては図書館長が説明します。
- 詳細について、別添の付属資料3でご説明いたします。1、概要です。昭和48年3月に町の天然記念物に指定された御嶽神社の樺は、樹齢約350年、幹回り4.2メートル、樹高17.56メートルの大樹で、大正時代から樹容がほとんど変わっていないと伝えられてきました。落雷や台風などによる損傷を受けながら

らも、保存に必要な措置を施しながら、地域の文化財として住民に親しまれてきました。しかし、度重なる損傷等のため、樹勢の衰えに加え、近年の大型台風により主要な枝が落下し、指定当時の樹容が大きく変わってしまいました。樹勢回復も見込めないことから、令和5年12月に、周辺住民や参拝者等の安全確保を優先し、伐採作業が行われました。現在は高さ約1.5メートル程度の樹幹部を残すのみとなり、伐採後の樹幹部からの枝葉の伸長は望めず、枯死に向かうと推測されるため、町指定天然記念物の指定を解除したところです。

なお、教育委員会からの諮問に対する文化財保護審議会の答申内容を踏まえた指定解除となっています。

2の経緯を説明します。平成30年10月の台風24号による強風で大枝が落下してからの動きを記載しています。令和4年11月に、所有者から教育委員会へ危険排除措置に対する助言依頼がありました。対応について、文化財保護審議会へ諮問し、答申を受け、令和5年5月に教育委員会から所有者へ危険排除の方向性を回答しました。安全確保を最優先する内容の回答となっています。その後、令和5年9月議会で、危険排除に必要な伐採費用の一部を、町が要綱に基づき補助するための補正予算をお認めいただきました。令和5年11月に伐採のための現状変更の手続きを完了し、12月に伐採が実施され、危険が排除されました。令和6年2月に教育委員会から文化財保護審議会へ指定解除に関する諮問を行い、答申を受け、指定解除をいたしました。指定解除の告示、所有者への通知、所有者からの指定書添付、文化庁への報告を行い、本日、教育委員会定例会での報告に至っています。

3の今後の対応ですが、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者と協力し、御嶽神社の樺の来歴等を後世に伝えていく取組を行っていきます。具体的には、まず、説明版の設置を検討していく予定です。

付属資料2枚目は伐採前後の写真による比較です。附属資料の3枚目は、文化財保護審議会からの答申文書の写しです。町指定天然記念物の指定解除が適当であること、指定解除後も所有者と協力し、来歴等を後世に伝えていく取り組みを行っていくことが望ましいと記載されています。

以上で報告事項3の詳細説明を終わります。

以上で説明が終わりました。何かご質問ござりますでしょうか。

鳥海教育長

日野委員

御嶽神社の檜ですが、切った上の部分はどのような形で処理されるのか。場合によっては薄く切って実物を保存する取組とか、非常に由緒ある檜なので、廃材のような形になってしまうのはもったいないと思います。どのような活用を検討しているのか、お聞きします。

図書館長

委員が仰られたとおり、ちょうど今、1.5メートル程度の樹幹部が残っていますが、その上の約30センチ分を輪切りにした状態で、所有者からけやき館に寄贈いただきました。現在、乾燥等を行っているところで、その後腐らないような措置を施し、ゆくゆくは展示などで活用できるようにと考えています。その他の部分ですけれども、かなり腐食が進んでいまして、うろという呼び方をするのですけれども、中がほとんど空洞の状態でした。ですが、使えるところがあれば、所有者が地域で何らかの活用ができるのではということで、現在、神社境内の危なくないところに置いて保管している状です。輪切りにした状態の部分を町側に提供いただきまして、残りの部分は所有者側、あるいは地域での活用の可能性を検討しているというような状況です。

鳥海教育長

写真を見ていただくといと、樹木の中心の木質部がかなり無くなっています、樹皮と、ほんの少しの木質部でもって立っていたような、そんな状況でした。ですから、風が吹いた時には非常に危ないということで、今回伐採したことによって、事故もなく、命を終えることができるで良かったのかなと、実際現場を見に行きました、そのように感じたところでございました。石畠地区としては残念な話ですけれども、私たちはやむを得なかつたのかなと思っています。

他にございますか。よろしいですか。それではご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

日程第11、報告事項4、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項4については、令和6年3月15日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。

1枚おめくりください。令和6年4月1日付けの人事異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。

教育部長、目黒克己氏は、総務課長からの昇任です。

図書館長、友野 裕之氏は、羽村・瑞穂地区学校給食組合からの復帰異動です。

羽村・瑞穂地区学校給食組合給食課長、田島等氏は、環境課からの派遣異動です。

教育指導課指導係長、臼井里美氏は、総務課総務係からの異動です。

社会教育課社会教育係長、中野雄司氏は、都市計画課区画整理係からの昇任です。

社会教育課スポーツ推進係長、加藤篤士氏は、教育指導課指導係からの異動です。

図書館文化財担当主査、小山健一氏は、福祉課福祉推進係からの異動です。

学校教育課学務係、吉崎枝里氏は、子育て応援課保育・幼稚園係からの異動です。

学校教育課学務係、榛沢美沙子氏は、新規採用です。

社会教育課社会教育係、鳥海久美子氏も、新規採用です。

都市整備部交通政策モノレール推進課公共交通担当、小峰 芳行氏は、役職定年に伴い主査職としての配置となります。

企画部企画政策課長、町田陽生氏は、図書館からの異動となります。

福生病院企業団経理課長、森田貴也氏は、社会教育課社会教育係長からの昇任です。

住民部環境課リサイクルプラザ担当主査、榎本久氏は、社会教育課スポーツ推進係からの異動です。

福祉部福祉課福祉推進係長上出貴之氏は、図書館文化財担当からの異動です。

福祉部子育て応援課子育て支援係、佐藤恵子氏は、学校教育課学務係からの異動です。

福祉部子育て応援課保育・幼稚園係、寶地温子氏は、社会教育課社会教育係からの異動です。

谷龜高広氏は、5年間の任用期間満了に伴う退職です。

説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6年

瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労でした。

閉会 午前9時47分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員